

議案第27号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

令和8年9月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を求める。

記

[illegible]

氏 名 市 村 篤 士

生年月日 昭和51年●●●●●

所属政党 無所属

(提案理由)

令和８年９月３０日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必要がある。

(参考)

市 村 篤 士 略 歴

[illegible]

生年月日 昭和51年●●●●●

学歴 東京経済大学コミュニケーション学部卒業（平成12年3月）

東京衛生学園専門学校リハビリテーション学科卒業（平成16年3月）

職歴等 社会医療法人社団森山医会森山記念病院（平成28年1月～現在）

墨田区立業平小学校PTA会長（平成27年6月－平成30年5月）

墨田区立小学校PTA協議会会長（平成29年6月～平成30年5月）

墨田区青少年委員（令和4年4月－現在）

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和31年法律第162号）

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。